

1 生徒心得

1 通学・登下校

(1) 登校時間

午前7時30分から始業（SHR）10分前までに登校すること。

(2) 下校時間

① 用事のない生徒は午後4時30分までに下校すること。

② それ以降やむを得ず残る場合は、担当の先生の許可を得ること。

(3) 通学途上の態度等

① 交通規則を守り、他人に迷惑をかけること。

② 車中では特に言動を慎み、乗車マナーを重んずること。

③ 職員及び年長者、友人等に対し、進んで挨拶すること。

④ 通学時に事故等が発生したら速やかにホームルーム担任又は生徒指導部に報告すること。

⑤ 車両による送迎は、他の交通の妨げにならないようにし、校門外までとする。ただし、特別な事情により、校長に事前に許可を得ている者を除く。

2 欠席，遅刻，早退，授業見学，忌引き等について

(1) 欠席

朝8時15分までに保護者から学校にその旨を連絡すること。病気その他やむを得ない理由で欠席する時は事前に学校に連絡の上、別紙欠席届をホームルーム担任に提出し、当日の突発的な欠席についてはホームルーム担任まで速やかに連絡すること。7日以上の場合、必要に応じて医師の診断書等を提出すること。

(2) 遅刻

朝8時15分までに保護者から学校にその旨を連絡すること。登校後、直ちに所定の手続きをすること。その後、入室すること。

(3) 早退・欠課

登校後、やむを得ない理由で、早退又は欠課する時は、生徒手帳（連絡・証明書欄）又は早退許可証に必要事項を記入し、ホームルーム担任の許可を得ること。所定の手続きを行い、下校し自宅に到着後、学校に連絡をすること。

(4) 登校後の外出

① ホームルーム担任の許可を得て、外出許可証を受領の上、外出すること。

② 帰ってきた時、必ず外出許可証を返すこと。

(5) 見学

- ① 病気等の理由で見学する時は、教科担任に連絡し、許可を得ること。
- ② 見学が長期にわたる時には、その理由をホームルーム担任を経て校長に申し出ること。（必要な時には医師の診断書等を提出）

(6) 忌引

忌引き事由が発生したした場合、速やかに学校に連絡し、事後に忌引届を提出すること。なお、忌引日数は以下のとおりとする。

- ① 父母 7日以内
- ② 祖父母，兄弟姉妹 3日以内
- ③ 伯叔父母，曾祖父母 1日以内
- ④ その他校長が必要と認めるもの（遠隔地におもむく場合には、往復日数を加算することが出来る。）

(7) 出席扱い（公欠）

進学・就職等の試験等を受ける場合、部活動の大会等に参加する場合、所定の届け出を提出すること。

(8) 伝染病

本人又は同居人が伝染病に罹った時は、直ちに届け出ること。治癒した時には「治癒証明書」を提出すること。

3 服装・頭髪

(1) 服装規定

本校生徒は流行にとらわれることなく、清潔で品位のある服装でなければならない。なお、式典の場合は本校指定の正装とする。

- ① 制服
学校指定の制服を着用すること。変形することを禁止する。
- ② ワイシャツ・ブラウス
学校指定のワイシャツ・ブラウスを着用すること。
- ③ ネクタイ・リボン
ネクタイ・リボンは学校指定の物を着用する。ネクタイ・リボンは式典又はその他指示された時に全員着用する。また、着用時はYシャツの第1ボタンを締め、ネクタイ・リボンにゆるみがないようにする。
- ④ ベルト（男子，女子スラックス）
ベルトは必ず着用するものとし、色は黒又は茶色系統で、一つ穴のものとする。サスペンダー等のズボン吊りの使用は認めない。
- ⑤ 靴下
靴下は指定の靴下又は、白，黒，紺とし、制服にふさわしいものとする。女子の場合、肌色又は黒色のストッキングの着用を認める。
- ⑥ 夏服（6月1日～9月30日）
男女ともに学校指定のワイシャツ・ブラウス・ポロシャツを着用すること。ネクタイ・リボンの着用は自由とする。ベストを着用する場合は、本校指定のものに限る。
- ⑦ セーター

セーターは上着の中に着用すること。色は黒、紺、グレーの無地とし、セーターは V ネックのものに限る。パーカー、トレーナー類は禁止する。

⑧ コート

高校生らしく華美にならないコート、ジャンパーであること。色は黒、紺、茶、グレー系で無地のものとする。ただし、パーカー類は認めない。

⑨ マフラー

マフラーを使用してもよいが、制服と調和のとれた高校生らしい品位あるものとする。

⑩ 靴

男女ともに制服にふさわしい黒、紺、茶系等の革靴又は運動靴とする。ハイヒールは禁止とする。

⑪ 上履き

学校指定の体育館シューズを使用する。

⑫ カバン

学用品を入れる通学用のカバンとして用途をはたし、耐久性があり、外見上高校生が携帯するのにふさわしいものとする。

⑬ アクセサリー等

アクセサリー（指輪・イヤリング・ピアス・ネックレス等）・カラーコンタクトレンズの着用、化粧・エクステ・タトゥーを禁止とする。

⑭ 異装許可

やむを得ない事由により異装する場合は、異装許可願を提出し許可を受ける。

(2) 頭髪規定

頭髪は高校生らしいものとし、流行にとらわれることなく、清潔感を与えるものとする。

① パーマ、アイパー、カール、ツープロック、アシンメトリー等は禁止する。

② 着色・脱色は禁止する。

③ 長さは眉毛、耳、襟にふれない程度とする。女子で長くする場合はピンで止めるか、ゴムで結ぶことが望ましい。またピン止め・ゴムは黒・紺・茶系の目立たないものを使用する。

④ 眉毛や額の上部をそらない。

⑤ その他特殊な髪型をしない。

⑥ 生まれつき自然の癖毛及び髪色のものは、「地毛届」に幼少時の写真を添付して、生徒指導部に届け出る。

4 免許の取得、車両、自転車の使用等

交通関係については、千葉県立市原高等学校バイク規程、バイク利用に関する細則、車両等に関する細則、自転車通学規程、自動車教習所入所規程に

において定める。

5 集会・出版・掲示・集金

(1) 集会

生徒が集会をする時には、事前に生徒指導部の許可を受ける。

(2) 出版物

生徒が校内外で出版物等を頒布する場合には、事前に生徒指導部の許可を受ける。

(3) 掲示

生徒が校内外で掲示する場合には、事前に生徒指導部の許可を受ける。

(4) 集金

集金を要する時は、その目的・方法・金額等を明らかにし、関係職員に連絡し許可を受ける。

6 校舎施設等の管理

(1) 校舎施設の管理

① 校舎，施設，備品を汚損しないこと。

② 汚損した時には，その旨届け出ること。

③ 理由によっては弁償させることがある。

④ 校内備え付けの机，椅子その他を，みだりに移動しないこと。

(2) 清掃

① 校舎内外を清潔にすること。

② ホームルームに割り当てられた区域の清掃整理は責任を持って行うこと。

③ ゴミ箱の紙屑，ゴミ等は所定の方法にて処理すること。

(3) 保健室の立ち入りについて

① 保健室に入る時は，所定の手続きをして，職員の許可を得ること。なお，詳細については保健室使用規程による。

② 保健室内の施設備品については，特に注意して汚損しないこと。

(4) その他

校舎施設等の管理については，別に詳細な規定による。

7 学校生活

(1) 高校生としての自覚

高校生としての自覚，市原高校の生徒としての誇りを持ち，服装・態度・言動に注意すること。

(2) 集団生活における規律

① 始業時刻その他所定の時刻を守り，団体生活に支障のないようにする。

② 授業中は静粛を守って授業に専念し，他に迷惑をかけないように注意する。

③ 集会・式典の際は，私語をつつしみ，静粛を守る。

④ 原則として授業等への携帯電話（スマートフォン等）の持ち込みを禁

止とする。

(3) 外部の交友関係

- ① 他校生その他社会人との交友については、特に慎重を期し、間違いが起こらないように注意すること。
- ② 問題行動があった場合は、速やかに学校に届け出て、その指示を受けること。

(4) 外出・外泊

- ① 外出の場合は、保護者にその目的・場所・帰宅時間を告げること。
- ② 保護者同伴でない夜間の外出はしないこと。条例等で定められた時間を守ること。
- ③ 保護者同伴以外の外泊については、保護者にその目的・場所等を告げ、許可を得ること。

(5) 旅行

- ① 社会通念上、責任をとれる立場にある者の同行又は管理のもとに実施し、宿泊を伴う旅行をする時は事前に旅行願を提出しなければならない。
- ② 登山・キャンプ等については、①の手続きに加え、事前に計画書を提出し、その許可を得ること。

(6) アルバイト

- ① 学業が中心なので奨励はしないが、アルバイトを行う場合には、所定のアルバイト届を生徒指導部に提出すること。
- ② 学業成績不振の者については、アルバイトを禁止する。
- ③ 長期休業中のアルバイトについては、休業日数の半分を超えてはならない。
- ④ 次の業務該当するアルバイトは禁止する。
 - ア 酒席に侍する業務
 - イ 特殊な遊興的接客業における業務
 - ウ 身体的に危険が生じる場合、また、健康被害が考えられる業務

(7) 長期休業中の過ごし方

- ① 計画表をつくり、有意義に過ごすようにする。
- ② 注意すべき事柄については、別途印刷して配布する。

(8) 風紀について

- ① 所持品
 - ア 自分の所持品には必ず、学年・組・氏名を記入する。
 - イ 刃物・溶剤等、危険物を所持してはならない。
 - ウ 化粧品・アクセサリ等その他娯乐的なもの・雑誌等学習に不必要なものは持参しない。
- ② 遺失物、拾得物等
 - ア 金品を遺失し、あるいは盗難、強要にあった場合には、できるだけ速やかにホームルーム担任に届け出ること。

- イ 金品を拾得した場合には、速やかにホームルーム担任に届け出ること。
- ウ 生徒相互間での金品の貸借は行わないこと。
- ③ 校内での飲食物の取り扱いについて
 - ア 購入した飲食物は教室に持ち帰り，教室で食べること。
 - イ 校内で，ガム等を口にしてはならない。
- ④ 男女交際
 - ア お互いに人格を尊重し，理解と協力に努めること。
 - イ 学友としてまじめな交際であること。
- ⑤ 禁止事項
 - ア 飲酒・喫煙，シンナー・覚醒剤などの薬物乱用
 - イ 試験中の不正行為
 - ウ 暴力・脅迫・恐喝・窃盗等の触法行為
 - エ パチンコ店，酒類を扱う飲食店等不健全な場所への出入り
 - オ 学校の秩序を乱し，その他生徒としての本分に反する行為
 - カ 校内における政治活動及び宗教活動
 - キ 公共の場におけるスマートホン・音楽プレーヤー等の大音量での使用